

第 7 期障害福祉計画等のアウトラインについて（追記）

1 全体の構成

No.	目次	内容
1	はじめに	市長からのメッセージ
2	計画策定の基本的な考え方	本計画の概要について記載 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画期間
3	障害者を取り巻く現状	計画策定に係る本市の基礎的な統計データを記載 1 人口構造の推移 2 障害者の状況 3 雇用・就労の状況
4	成果目標	国の基本指針をベースに、本市における令和 8 年度末に向けた目標数値・事項、目標達成に向けた方策を記載
5	障害福祉サービス等の見込量など	各障害福祉サービスや地域生活支援事業等について、サービス利用の推移、現状の課題と見込量、見込量を達成するための方策を記載 また、その他計画を推進するにあたって、留意すべき視点を記載
6	計画の推進体制等	計画を推進していくにあたっての実施体制、進行管理や評価の体制等について記載
7	資料	アンケート調査やパブリック・コメントの結果等について記載

2 「成果目標」の構成

市町村等が障害福祉計画および障害児福祉計画を定めるに当たり、厚生労働省およびこども家庭庁から告示される基本的な方針（以下、基本指針）が、令和 6 年度から 8 年度までの計画策定に向けて改正された。

この基本指針の中で、市町村の計画で「設定されることが適当」とされている成果目標を、本市の数値目標等のベースとしたうえで、これまでの取り組みや地域の課題等を総合的に考慮し、本市の目標を定める。

構成として、それぞれの項目ごとに国の基本指針と本市の目標を示したうえで、目標の設定根拠や目標達成に向けた方策を記載する。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	成果目標
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行する (参考) 令和4年度末施設入所者 310人 基本指針に基づく目標数 18.6人	
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減する (参考) 令和4年度末施設入所者 310人 基本指針に基づく目標数 15.5人	

[目標に関する設定根拠]

★ 数値等の設定根拠の記載

★ 現状や課題などの記載

- * 地域で重度障害者を受け入れることのできる体制が十分に整っていない
- * 施設入所の枠が少なく、障害の特性や家族の状況から真に入所が必要な人が入所できていない

[目標達成に向けた方策]

- * 重度障害者を受け入れることのできるグループホームの設置
- * 地域移行支援・地域定着支援の拡充
- * 自立生活援助事業所の設置促進
- * 重度障害者を支援することのできる人材の確保
- * 重度障害者を受け入れている事業所への支援施策の検討

<協議会からの主な意見>

- ・ 目標を施設、病院、児童養護施設に分けて設定する

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	成果目標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場（以下、協議の場）の設置	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療及び福祉関係者等からなる精神保健福祉連絡協議会の開催を継続

・活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議の場の開催回数			
協議の場への関係者等の参加者数			
協議の場における目標設定及び評価の実施回数			
精神障害者の地域移行支援の利用者数			
精神障害者の地域定着支援の利用者数			
精神障害者の共同生活援助の利用者数			
精神障害者の自立生活援助の利用者数			
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数			

[目標に関する設定根拠]

★ 数値等の設定根拠の記載

★ 現状や課題などの記載

- * 精神障害者が精神病床から退院し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるような支援体制のさらなる推進が必要

[目標達成に向けた方策]

- * 入院している精神障害者や精神病床を有する医療機関等の関係者への退院支援や地域生活の支援に関する制度の周知及び普及啓発
- * 地域生活を送るにあたっての医療面（通院、服薬、症状悪化時の入院調整など）の支援
- * 地域生活を送るにあたっての生活面（地域定着支援、相談支援、自立生活援助、グループホームや通所事業所など）の支援
- * 精神保健福祉連絡協議会の開催による関係機関や関係者の情報共有や連携体制の強化
- * 障害者相談サポートセンターによる精神障害者に関する精神病床からの地域移行支援の年間目標件数の設定

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針	成果目標
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度末までに地域生活支援拠点の面的整備を行う
強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	整備

・活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
面的整備としての地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置箇所数			
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数			

・目標に関する設定根拠および目標達成に向けた方策

[目標に関する設定根拠]

★ 数値等の設定根拠の記載

★ 現状や課題などの記載

- * 面的整備を行うことは決まっているが、地域生活支援拠点等に求められている5つの機能のうち、どんな機能を、どのレベルで、いつまでに整備するのか、具体的な方向性や内容が示されていない

[目標達成に向けた方策]

- * 「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能のうち、優先順位をつけて整備していく
- * 緊急時の受け入れに備えた専用枠（空室等）の確保と経済的支援について検討する
- * 緊急時の受け入れに備えた専用枠の確保については、通所事業所の活用も視野に入れる
- * サービスにつながっていない在宅の障害のある方（本人や家族の状況が変化した場合にリスクの高い方）の情報をあらかじめ把握し、緊急時に備えておく仕組み（事前登録制）を検討する
- * 事前登録制の検討にあたっては、サポートブックの活用や改良を視野に入れる

<協議会からの主な意見>

- ・緊急時に行政及び事業者が連携し組織的に対応できる仕組みづくり
- ・障害のあるお子さんのための相談・支援ファイル（以下、サポートブック）の活用
- ・支援者のネットワークづくり
- ・地域の支援者との交流の場づくり

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	成果目標
令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者を令和3年度の一般就労移行実績の1.28倍以上にする (参考) 令和3年度移行者数 71人 基本指針に基づく目標数 90.88人	
1 就労移行支援事業からの移行者 令和3年度比 1.31倍以上 (参考) 令和3年度移行者数 52人 基本指針に基づく目標数 68.12人	
2 就労継続支援A型事業からの移行者 令和3年度比 1.29倍以上 (参考) 令和3年度移行者数 7人 基本指針に基づく目標数 9.03人	
3 就労継続支援B型事業からの移行者 令和3年度比 1.28倍以上 (参考) 令和3年度移行者数 7人 基本指針に基づく目標数 9.03人	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上にする	
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上にする (参考) 令和3年度利用者数 67人 基本指針に基づく目標数 94.47人	
過去6年間で就労定着支援事業を利用した者のうち、就労継続期間が3年半以上6年未満である者の割合(就労定着率)が7割以上である事業所を、全体の2.5割以上にする	

[目標に関する設定根拠]

★ 数値等の設定根拠の記載

★ 現状や課題などの記載

- * 就労移行支援事業所等や就労支援機関により、一般就労への移行や職場定着のための支援を行う仕組みは、一定程度整っている
- * 一般就労に向けた企業実習の機会が十分ではない

[目標達成に向けた方策]

- * 企業実習先のさらなる開拓
- * 企業の障害者雇用に対する理解の促進
- * 農福連携やテレワークの活用などによる新たな雇用機会の提供の検討

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	成果目標
児童発達支援センターの設置	横須賀市療育相談センターの設置を継続
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	確保
医療的ケア児等（以下、医ケア児）の支援のための関係機関の協議の場の設定	協議の場の設定の継続
医ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置の継続

・活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペア レントプログラム等の支援プロ グラム等	受講者数（保護者）			
	実施者数（支援者）			
ペアレントメンターの人数				
ピアサポートの活動への参加人数				
サポートブックの作成人数				
サポートブックの作成のための説明会や勉強会の開 催回数				
市内の医ケア児を受け入れている児童発達支援事業 所数				
市内の医ケア児を受け入れている放課後等デイサー ビス事業所数				
市内の医ケア児を受け入れている生活介護事業所数				
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数				
福祉型障害児入所施設の新規設置				

[目標に関する設定根拠]

★ 数値等の設定根拠の記載

★ 現状や課題などの記載

- * 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）については、横須賀市療育相談センターの巡回相談や保育所等訪問事業所等による訪問支援等により、徐々に浸透してきつつあるが、さらなる推進が求められている
- * 発達障害等に関するピアサポートの活動について、障害のある児童の保護者等が障害福祉相談員に対して、直接連絡をすることが難しい状況であるため、障害福祉相談員に対する相談があまり寄せられていない
- * 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れることのできる事業者は市内に一定数存在するものの、十分な支援体制が確保されている状況とは言えない
- * 在宅の医療的ケア児のレスパイトケアが不足している
- * 医療的ケアの必要な児童が、市内の保育園等に通うことが難しい状況である

- * 医療的ケア児の登下校時における送迎バスやタクシーの活用が試行されているものの、利用できる児童は限られている状況である
保護者が送迎可能な場合、保護者に協力をしてもらえない状況であり、医療的ケア児の登下校時の送迎は大きな課題である
- * 医療的ケア児の支援を行うことのできる看護師の確保が難しい
- * 福祉型障害児入所施設は、現在、市内に三浦しらとり園のみ設置されているが、本市の入所定員枠が十分ではないため、本市が援護の実施者となる児童は、県外の施設に多く入所している現状があり、市内への新たな横須賀市の入所定員枠の確保が求められている

[目標達成に向けた方策]

- * 発達支援コーディネーターの養成の継続
- * 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における障害理解の促進
- * 発達障害等に関するピアカウンセリングとしての相談のしづらさを緩和するため、市や基幹相談支援センター等が主催して、障害福祉相談員による相談会を開催
- * 市や基幹相談支援センター等が、発達障害等に関するピアカウンセラー養成研修等を実施し、研修修了者をピアカウンセラーとして認定する仕組みを検討する
- * サポートブックの活用やトライアングルプロジェクトの推進による家庭と教育と福祉との連携の強化
- * サポートブックの電子化（デジタル化）の研究
- * 重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズの把握
- * 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援を行う支援者の養成や看護師等の確保
- * 喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度の検討
- * 重症心身障害児や医療的ケア児に対する移動支援施策の充実
- * 医療的ケア児等に対する在宅レスパイトケア事業等の実施の検討
- * 福祉型障害児入所施設の新規設置の検討

<協議会からの主な意見>

- ・ 医ケア児の在宅レスパイト事業の実施と事業者の確保
- ・ 医ケア児の支援にあたる看護師の確保
- ・ 医ケア児を受け入れる放課後等デイサービス事業所等の確保
- ・ 不登校児への支援
- ・ サポートブックの活用
- ・ ピアカウンセリングの推進
- ・ 福祉型障害児入所施設の新規設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	成果目標
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置の継続
基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下、協議会）において相談支援部会の設置の継続
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	協議会における取り組みの継続

・活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な助言等の件数				
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数				
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数				
個別事例の支援内容の検証の実施回数				
主任相談支援専門員の配置数				
協議会における相談支援事業所の参画	事例検討実施回数			
	参加事業者・機関数			
協議会の専門部会	設置数			
	実施回数			

[目標に関する設定根拠]

★ 数値等の設定根拠の記載

★ 現状や課題などの記載

- * 相談支援事業所の数や相談支援専門員の人数が増えていない
- * 相談支援専門員の質の向上を図る必要がある
- * 相談支援専門員の処遇や労働環境が十分でない
- * 相談支援専門員の重要性の啓発が十分に行われていない

[目標達成に向けた方策]

- * 基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員を中心とした地域の相談支援事業者の相談支援専門員に対する指導・助言の実施
- * 障害とくらしの支援協議会の相談支援部会における地域会議の実施による相談支援専門員同士の連携の強化とスキルアップ

- * 市内の障害福祉サービス等を運営している法人に対する相談支援事業所の新規設置の勧奨
- * 障害者相談サポートセンターを中心とした「複数の相談支援事業所における協働モデル事業」の実施による報酬額のアップや連携強化の取り組み

<協議会からの主な意見>

- ・相談支援専門員の重要性の啓発
- ・相談支援専門員の処遇や労務環境の改善

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針	成果目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	構築

・活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センター等における障害福祉サービス等の質の向上に係る研修の実施	実施回数			
	参加人数			

[目標に関する設定根拠]

★ 数値等の設定根拠の記載

★ 現状や課題などの記載

- * グループホームの支援員やヘルパーの人材確保が深刻な課題である
- * 新たなグループホームが設置されている一方で、支援員の質の向上が大きな課題である

[目標達成に向けた方策]

- * 基幹相談支援センターによる主にグループホームの支援員を対象にした質の向上のための研修の実施
- * 障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした権利擁護や虐待防止のための研修の実施

<協議会からの主な意見>

- ・グループホームの質を向上させる取り組みの実施
- ・事業者が第三者評価を受けやすくする仕組みの検討

3 「障害福祉サービス等の見込量」の構成

基本指針に定められている活動指標を踏まえ、本市における各障害福祉サービス、障害児通所支援等、地域生活支援事業の令和6年度から8年度までの各年度の利用者数や利用時間数等の見込量を定める。

構成として、サービスの性質毎に項目を分け、各サービスの説明、サービスの推移と見込み、現状と課題、見込量の設定根拠や見込量確保のための方策を記載する。

最後に、計画を推進するにあたって、留意すべき視点を記載する。

(1) 訪問系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援等、総合的な支援を行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービス

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	508	560				
	時間	9,926	12,310				
重度訪問介護	人	17	18				
	時間	1,580	1,588				
同行援護	人	46	59				
	時間	857	935				
行動援護	人	2	2				
	時間	68	112				
重度障害者等包括支援	人	0	0				
	時間	0	0				

(単位は1カ月あたり)

・訪問系サービスの現状と課題

- * ヘルパーの高齢化が進んでいる、人材確保が難しい
- * 重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所の数が増えていない
- * 重度訪問介護、行動援護、同行援護の支援を行うための研修を受けているヘルパーの数が増えない
- * 重度訪問介護、行動援護、同行援護の内容が十分に周知されていない

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * 重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所の新たな設置の勧奨
- * 事業所のヘルパーが重度訪問介護、行動援護、同行援護の支援を行うための研修受講を促進するための助成制度の検討
- * ヘルパー同士の情報共有や資質向上のための定期的な集まりの場の設置の促進や研修等の場の提供の検討

<協議会からの主な意見>

- ・ヘルパーの処遇の向上および人材の確保
- ・重度訪問介護の普及促進
- ・同行援護および行動援護の普及促進

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者や難病患者等に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供するサービス
就労選択支援	就労を希望する障害者本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価（就労アセスメント）を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、主に昼間において病院等で、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所（ショートステイ）	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供するサービス

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	1,084	1,119				
	人日	20,194	20,743				
1 うち障害支援区分5及び6							
2 うち医療的ケア ※1							
自立訓練 (機能訓練)	人	7	9				
	人日	66	128				
自立訓練 (生活訓練)	人	12	19				
	人日	254	413				
宿泊型自立訓練	人						
就労選択支援	人						
就労移行支援	人	114	130				
	人日	2,204	2,485				
就労継続支援 (A型)	人	84	66				
	人日	1,770	1,331				
就労継続支援 (B型)	人	481	552				
	人日	7,755	9,233				
就労定着支援	人	64	76				
療養介護	人	59	60				
福祉型短期入所	人	215	243				
	人日	841	1,081				
1 うち障害支援区分5及び6							
2 うち医療的ケア ※1							
医療型短期入所	人	3	4				
	人日	12	23				

(単位は1カ月当たり)

※1 「医療的ケア」は医療的ケアのスコアが1点以上の者をいう。

・日中活動系サービスの現状と課題

- * 手厚い支援や医療的ケアの必要な方が利用できる日中活動系サービスが十分に確保されていない

- * 生活介護事業所等への利用者の送迎の確保が課題
- * 送迎加算を算定しない生活介護事業所等への利用者の送迎手段として、移動支援を支給決定することが難しい
- * 緊急時に短期入所を利用することが難しい
- * 緊急時の短期入所の利用のコーディネートの仕組みが不十分
- * 医療的ケアの必要な方が短期入所を利用することが難しい
- * 市内に宿泊型自立訓練事業所が設置されていない
- * 本市においては、療養介護の対象者について、児童相談所において重症心身障害の認定を受けている方に限定しているが、18歳以降に同様の障害状態となった方は対象とならないため、その方々のくらしの場の選択が行えず、行き先がないという課題が生じている

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * 強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度の検討
- * 地域生活サポート事業による行動障害のある方や医療的ケアのある方を受け入れる事業者に対する助成の継続
- * 生活介護事業所等に対する利用者を送迎できる運営体制の勧奨
- * 緊急時等の短期入所を利用しやすくするためのコーディネート機能の検討
- * 市内で施設入所支援事業等を行っている法人に対する宿泊型自立訓練事業所の新たな設置の勧奨

<協議会からの主な意見>

- ・ 宿泊型自立訓練事業所も含めた自立訓練事業所の目標数の設定
- ・ 療養介護利用対象者の拡大
- ・ 地域や障害特性に応じた事業所の創設
- ・ ショートステイ利用のコーディネートの仕組みづくり

(3) 居住系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・その他の日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、主に夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護・生活等に関する相談、助言・その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から出て一人暮らしをする方や、一人暮らしや同居家族の支援が見込めない方等に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助（グループホーム）	人	417	487				
1 うち障害支援区分5及び6							
2 うち医療的ケア ※1							
施設入所支援	人	328	310				
自立生活援助	人	2	3				

（単位は1カ月当たり）

※1 「医療的ケア」は医療的ケアのスコアが1点以上の者をいう。

・居住系サービスの現状と課題

- * グループホームの設置数は増加しているが、重度の障害のある方が入居できるグループホームの設置が進んでいない
- * グループホームで行動障害のある方や医療的ケアのある方を受け入れることができる支援員が確保されていない
- * 主に肢体不自由のある方を受け入れることができるグループホームがほとんど設置されていない
- * 在宅生活が困難となった方が長期間にわたり短期入所の利用を繰り返すなど、施設入所が必要な方が、すぐに施設入所することができない
- * 自立生活援助事業所は市内に2カ所しかなく、新たな事業所の設置も見込めない

- * 入所施設利用者の地域移行を推進するにあたり、その受け皿の一つである日中サービス支援型共同援助事業所が市内には設置されていない。一方で、日中サービス支援型の共同生活援助の類型は、創設されて間もないこともあり、全国的にも事業実績が少なく、事業者の支援技術等を含めて、サービス提供に関する環境が十分に成熟していないという課題がある

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * 重度の障害のある方や肢体不自由のある方が入居できるグループホームの設置促進に向けた整備費補助制度の見直しの検討
- * 行動障害のある方や医療的ケアのある方を受け入れるグループに対する助成制度の検討
- * 強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度の検討
- * 入所施設からの地域移行を促進し、空いた定員枠に、入所の必要性が高い人が入所できる流れの構築
- * 基幹相談支援センターや障害者相談サポートセンターを中心とした地域移行支援、地域定着支援の強化
- * グループホーム事業や相談支援事業等を運営している法人に対する自立生活援助事業所の新たな設置の奨励

<協議会からの主な意見>

- ・日中サービス支援型共同生活援助事業所の整備目標の設定
- ・グループホームの見込量を重度、軽度等に分けて設定する
- ・障害ごとのグループホーム利用のニーズの把握
- ・自立生活援助事業所の整備目標の設定とニーズの把握

(4) 相談支援の見込量

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や、精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保、地域生活に移行するための相談、その他の支援を提供するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の支援を提供するサービス
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	316	325				
地域移行支援	人	3	1				
地域定着支援	人	2	0				
障害児相談支援	人	157	122				

(数値は1年当たり。ただし計画相談および障害児相談支援は1カ月当たり)

・相談支援の現状と課題

- * 相談支援事業所の数、相談支援専門員の数、ほとんど増加していないため、計画作成数があまり伸びていない状況である
- * 一人職場あるいは少人数の職場が多く、相談支援専門員が孤立しやすいため、現状の相談支援事業所の数や相談支援専門員の人数を維持することも難しい状況である
- * 相談支援専門員は、すでにサービス提供事業所で中心的な役割を担っている中堅職員と同程度以上の経験が必要であること、そのため、比較的比較的高水準の給与が必要なこと、難しい業務であるにも関わらず、処遇改善加算の対象となっていないことなどの理由から、法人として、相談支援事業所の相談支援専門員を積極的に増員することが難しい状況である
- * 業務内容や業務量に対するサービス報酬金額が高くないため、収支がマイナスになりやすい事業形態である

- * 計画相談支援の計画作成率は約 60%（令和 5 年 6 月末時点）であり、支給決定者の増加人数に比べ、計画相談支援の作成人数が少ないため、セルフプランの作成人数が年々増加する傾向となっている。
- * このため、新規に計画相談支援を作成する相談支援事業所を見つけることが難しい状況が続いている。特に、特別支援学校高等部卒業生に対して、新規に計画相談支援を作成する相談支援事業所を見つけることができないことが、大きな課題となっている。
- * 障害児相談支援の計画作成率は約 87%（令和 5 年 6 月末時点）であるが、作成件数のうち、横須賀市療育相談センターによる作成件数が 85%以上を占めており、横須賀市療育相談センター以外の相談支援事業所で、障害児相談支援を積極的に作成する事業所の数が増えていない
- * 障害児相談支援を受けていた児童が 18 歳になったとき、引き続き、計画相談支援による計画作成を行ってくれる相談支援事業所がないため、やむを得ずセルフプランとなってしまうケースが生じている
- * 地域移行支援や地域定着支援の実績は、実施できる相談支援事業所が限られているため、少ない件数となっている

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * 障害者相談サポートセンターを中心とした複数の相談支援事業所による協働事業モデルの活用により、各相談支援事業所の報酬額をアップし、相談支援事業所の増加や相談支援専門員の増員ができる環境整備を行う
- * 複数の相談支援事業所による協働事業モデルを実施するためには、相談支援事業所に常勤専従の相談支援専門員を配置することが必要であるが、法人として条件を満たすことが難しいため、人件費の一部助成など、何らかの支援策を検討する必要がある
- * 既存の計画相談支援事業所や障害児相談支援事業所が、新たに障害児相談支援を受けやすくなる取り組みを検討する必要がある
- * ICTの活用による紙の書類の省略や電話連絡等のやり取りの簡素化、業務手順の見直し等により、市のケースワーカーや相談支援専門員の業務の効率化を図ることにより、1人の相談支援専門員が対応できる計画相談の数を増やせないか検討する
- * 基幹相談支援センターに配置されている主任相談支援専門員による支援、障害とくらしの支援協議会の相談支援部会の活動による支援を通じて、相談支援専門員同士の連携の強化や質の向上を図っていく

- * 基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターを中心とした地域移行支援や地域定着支援の促進と障害者相談サポートセンターにおける福祉施設や精神病床からの地域移行支援や地域定着支援の年間目標件数の設定

＜協議会からの主な意見＞

- ・相談支援専門員の増員（の検討）

（５）障害児通所支援等の見込量

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
福祉型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	医療的なケアを必要とする障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行うサービス

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人	280	308				
	人日	1,741	1,970				
医療型児童発達支援	人	10	13				
	人日	77	71				
放課後等デイサービス	人	912	1,078				
	人日	9,075	10,271				
うち医療的ケア ※1	人						
	人日						
保育所等訪問支援	人	1	10				
	人日	1	30				
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0				
	人日	0	0				
福祉型障害児入所支援	人	28	25				
医療型障害児入所支援	人	10	8				

(単位は1カ月当たり)

※1 「医療的ケア」は医療的ケアのスコアが1点以上の者をいう。

・障害児通所支援等の現状と課題

- * 放課後等デイサービスの事業所が多く新設されているが、サービスの質の担保が課題
- * 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への児童の送迎の確保が課題
- * 送迎加算を算定しない児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への児童の送迎手段として、移動支援を支給決定することが難しい
- * 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れることができる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の数が少ない
- * 放課後等デイサービス事業所などで、行動障害のある児童など、手厚い支援を必要とする児童を受け入れることが難しい
- * 不登校児について、放課後等デイサービス事業所が居場所の一つとなり得ている現状がある一方で、学校にも放課後等デイサービスにも通うことができず、限られた貴重な学齢期に家に引きこもってしまう状況が起きている

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * 喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度の検討
- * 強度行動障害支援者養成研修の受講を促進するための助成制度の検討
- * 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に対する児童を送迎できる運営体制の奨励
- * 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所同士の支援内容の情報共有などの連携の強化や支援の質の向上のための取り組み

<協議会からの主な意見>

- ・通所サービスの見込量を医療的ケア区分の有無に分けて設定する

(6) 地域生活支援事業 相談支援事業等の見込量

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等により自発的に行われる、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
相談支援事業	地域の障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業
基幹相談支援センター	地域の相談支援事業所間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業
成年後見制度利用支援事業	親族等による後見等開始の審判の申立てができない知的障害者・精神障害者について、市長が代わりに申立てを行うとともに、費用負担が困難な障害者については、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業
障害児等療育支援事業	在宅障害児（者）の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県の療育機能との重層的な連携を図る事業

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓 発事業	実施 有無	実施	実施				
自発的活動支援事 業	実施 有無	実施	実施				
相談支援事業 (障害者相談サポ ートセンターの設 置・運営)	カ所	5	5				
基幹相談支援セン ターの設置	カ所	1	1				
基幹相談支援セン ターの機能強化事 業	実施 有無	実施	実施				
住宅入居等支援事 業	実施 有無	-	-				
成年後見制度利用 支援事業	利用 者数	3	0				
1 知的障害者	利用 者数						
2 精神障害者	利用 者数						
成年後見制度法人 後見支援事業	実施 有無	未実施	未実施				
障害児等療育支援 事業	カ所	0	0				

(数値は1年当たり)

・相談支援事業等の現状と課題

- * 成年後見制度の利用の必要性が高まっている
- * 障害のある方にとっては、成年後見制度の利用期間は比較的長くなるため、法人後見の利用の必要性が高いが、本市では法人後見を利用しやすい環境が整っていない

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * 成年後見制度の普及啓発を更に行う
- * 法人後見を利用できる環境整備の方策を検討する
- * 成年後見制度利用支援事業の実施にあたって、本市で暮らす障害のある方本人が自らの意思で生き方を選択する権利を保障し、意思決定に必要なできる限りの支援を行う必要がある
- * 成年後見制度利用支援事業の実施にあたっては、知的障害のある方を支援する福祉こども部障害福祉課と精神障害のある方を支援する健康部保健所保健予防課が十分に連携を図ることで、当該事業の円滑な利用を促進していく

<協議会からの主な意見>

- ・意思決定の支援の明記
- ・成年後見制度の円滑な利用促進

(7) 地域生活支援事業 意思疎通支援事業の見込量

サービス名	サービスの概要
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能等の障害により意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、市役所での手続きのための手話通訳者を配置したりする事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動を促進するために、日常会話程度の手話表現技術の習得者を養成する事業

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	件	802	770				
要約筆記者派遣事業	件	85	95				
手話通訳者設置事業	人	2	2				
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	14	11				
手話通訳者養成事業	修了者数						
要約筆記者養成事業	修了者数						
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件	2	11				
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	2	1				
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件	0	0				
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	0	0				

(数値は1年当たり)

・意思疎通支援事業の現状と課題

- * 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法）」の趣旨を踏まえて、本市に暮らす障害のある方が、その必要とする情報を十分に取得し、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、事業の実施に取り組む必要がある。

- * 手話通訳者派遣事業について、聴覚障害のある方のニーズに対して、手話通訳者の人数が十分に確保されていない
 - ⇒ 手話通訳者の高齢化、手話通訳者の養成には数年かかるなどの理由により、手話通訳者の人数を大幅に増加できない
- * 事業の周知が十分でなく、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の利用登録者がいない

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * 若い世代に対する手話通訳の必要性に関する更なる周知・啓発など、将来を見据えた手話通訳者の確保策の実施の検討
- * 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の対象者に対する周知・啓発
- * 新たにICTやAIなどの技術を取り入れ、障害のある方の情報保障を行えるよう検討する

<協議会からの主な意見>

- ・ ICT、AI等の活用

(8) 地域生活支援事業 日常生活用具給付等事業の見込量

サービス名	サービスの概要
日常生活用具給付等事業	在宅の障害者に、日常生活をしていくうえでその障害を軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具を給付又は貸与する事業
介護訓練支援用具	特殊寝台やマット、体位変換器、移動用リフト等、障害のある人の身体介護を手助けするための用具
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具等、障害のある人の入浴や移動等の日常生活上の自立を支援するための用具
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器等、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信・情報受信装置等、情報収集・伝達や意思疎通を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用器具等、障害のある人の排泄管理を支援する用具
居宅生活動作補助用具	居宅での生活環境を整備するための、段差解消や手すり設置等の住宅改修

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	26	19				
自立生活支援用具	件	33	28				
在宅療養等支援用具	件	48	25				
情報・意思疎通支援用具	件	40	44				
排泄管理支援用具	件	5,366	5,350				
居宅生活動作補助用具	件	8	7				

(数値は1年当たり)

・日常生活用具給付等事業の現状と課題

- * 日常生活用具給付等事業が地域生活支援事業として市町村の必須事業として実施されることとなった平成18年度以降、給付品目や基準額等について、一度も見直しが行われていないため、新たな給付品目の追加や既存の給付品目の基準額等の見直しの検討が必要

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * ICTの進展や技術革新による製品の変化、他都市の見直し沿いの状況を踏まえ、利用者にとって時代に合った適切な給付が行えるよう、給付品目や基準額等について、見直しを行う

(9) 地域生活支援事業 移動支援事業および日中一時支援事業の見込量

サービス名	サービスの概要
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期/第2期実績			第7期/第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業（障害児）	人	230	205				
	時間	3,212	2,686				
移動支援事業（障害者）	人	636	646				
	時間	10,551	10,981				
日中一時支援事業（障害児）	人						
	時間						
日中一時支援事業（障害者）	人						
	時間						

(単位は1カ月当たり)

・移動支援事業および日中一時支援事業の現状と課題

- * 移動支援事業が地域生活支援事業として市町村の必須事業として実施されることとなった平成18年度以降、一度も報酬単価の見直しが行われていないため、最低賃金の増加に対する対応など、移動支援事業者から報酬単価の見直しを求める意見が挙がっている
- * 通所等の送迎は朝夕の時間に集中していること、ヘルパーの高齢化などの理由により、移動支援のヘルパーを確保することができないため、新たに移動支援を利用することは難しい状況である
- * 主に学齢期において、将来を見据えて自力で通える力を身につけることがとても大切であるが、自力で通える力を身につけるための訓練を目的とした移動支援の利用の仕組みが整っていない
- * 移動支援の利用の目的、利用の仕方などについて、十分な説明が行われていない
- * 移動支援事業の運用に関するルールが不明確である
- * 現在の移動支援は、やむを得ない事情がある場合を除いて、原則として通学の送迎に利用することができない
- * 通学支援の課題解決の場がない

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * 障害とくらしの支援協議会の中の移動支援部会にて、移動支援事業の利用対象者、利用方法、報酬単価など、制度の見直しに向けた検討を引き続き行っていく

<協議会からの主な意見>

- ・移動支援事業の運用に関するガイドラインの策定
- ・報酬単価・評価の見直し
- ・通学支援に関する協議の場の設置

(10) 地域生活支援事業 地域活動支援センター事業（地域作業所含む）の見
込量

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センター事業	日中活動の場の提供や社会との交流等を行う施設
地域作業所	一般の事業所では働くことが困難な在宅の障害者に、働く場や活動の場を提供し、作業指導、生活訓練等を行う施設

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援センター事業（地域作業所含む）	カ所	23	23				
	人	324					

（単位は1カ月当たり）

・地域生活支援センター事業の現状と課題

- * 障害福祉サービスのように国制度の報酬額ではなく、市の補助金による運営となっており、国の指定基準に基づく事業所運営に捕らわれることなく、比較的柔軟な事業所運営ができるというメリットがある一方で、財政基盤が厳しい事業所が多いというデメリットがある
- * 障害福祉サービスのように、利用者が通所した日に日額の報酬が発生する仕組みではなく、月に4日以上通所した人を市の補助金の対象となる利用者としてカウントできるなど、障害特性上、比較的ゆるやかな通所が適している人の日中活動の場として、重要な役割を担っている

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * 障害福祉サービス事業所への移行の促進の継続
- * 事業所の運営体制の充実・強化のための支援策の検討

(11) その他計画を推進するにあたって留意すべき視点

ア 複合的サービスの利用の推進

[現状と課題]

- * 地域では、障害のある方単独のケースより、家族や地域と絡み合った複合的な課題を抱えたケースが多くなってきている。
- * 特に、高齢の親と障害者や引きこもりの子との家族問題（80・50問題）は、単純な障害者支援では解決困難であり、他制度（介護保険制度等）や地域資源等と連携し、包括的に対応していく体制が求められている。
- * しかしながら、現状では、そのような連携や包括的支援体制は十分に整っていない。
- * 80・50問題等の家族に対する支援策の一つとして、共生型サービスの活用が考えられる。このサービスは、障害のある方と高齢の家族が同一の事業所を利用することができるため、介護保険サービスと障害福祉サービスとの連携が可能となるメリットがある。
- * 例えば、高齢の親は、介護保険サービスの通所介護や短期入所生活介護を利用し、障害のある子は、障害福祉サービスの生活介護や短期入所を同一施設内で同時に利用することができる。
- * しかしながら、現状では、共生型サービスの認知度も低く、普及も停滞している。

[今後の方向性]

- * 80・50問題には、本市として重層的支援体制を構築していく中で、障害者単独ではなく、家族の問題として、包括的に関わっていく視点が必要である。
- * そのためには、共生型サービスの理解と普及の促進を図っていくことが大変重要であり、具体的な方策として、当事者や事業関係者への周知・啓発活動の実施や関係事業所に対する支援体制を構築していく必要がある。

イ 意思決定支援に基づく介護保険サービスとの協働

[現状と課題]

- * 65歳を迎える障害者や40歳以上で特定疾病のある障害者が介護保険サービスを利用する場合、自己負担額の発生など、制度の違いを理解したうえで、介護保険サービスの利用を検討することが重要である。
- * しかし、現状、障害福祉サービス事業者と介護保険サービス事業者双方で、各サービスに対する理解が十分ではない状況である。
- * 65歳以上の障害者支援施設の入所者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に移るための体制が十分ではない。
- * 障害者支援施設の入所者の高齢化が進んでいることにより、若年層の障害者支援施設への入所が難しい状況が生じている。
- * 障害者支援施設は、高齢化した障害者の支援を行うための設備や技術が十分に整っているとは言えない状況であり、高齢化した障害者の生活の質（QOL）が十分に保たれているとは言い難い状況である。
- * 障害当事者の生活は連続した時間の中でありながら、異なる制度の利用の際には、制度の違いが障壁となり（特に障害福祉と介護保険の間で顕著）、障害当事者は制度に翻弄され、不利益を被ってしまうことがある。

[今後の方向性]

- * 各サービスの中で、特に支援の中心となる相談支援専門員や介護支援専門員に対して、各サービスの理解を深めるための研修や事例検討会等を実施することが必要である。
- * 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスを利用する際に、円滑な情報共有を図る必要がある。
- * 障害者支援施設から介護老人福祉施設等の高齢者施設へ移行する人の人数を見込み、具体的な取り組みを検討することが必要である。